

Global Tax Update

ベトナム

デロイトトーマツ税理士法人

2017年12月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

ベトナムにおける関税とグローバル取引に関する最新情報

(1) ベトナム税関総局が誤った HS コードの使用に対する措置

ベトナム税関総局(General Department of Customs)は2017年8月25日、すべての市/省税関局を対象に内部指針(Directive No.5591/TCHQ-TXNK:以下「Directive 5591」)を発表し、一定の輸入品について申告された HS コードを再調査するよう指導した。

Directive 5591 は、物品の関税分類において市/省税関局が実際にどのような規制適用を行ってきたか、さらに、HS コードに係る過去の裁決事例の検証を受けて発表された。

同検証により、輸入者が誤った HS コードを申告した上、市/省税関局が受理したケースが多数発覚した。

使用した HS コードについて、精査の対象となる物品は以下の品目を含むが限定列举ではない。

- 農業用電動機
- コラーゲンを含む飲料
- 自転車
- 運動器具
- 果物及び食肉
- 家庭用及び業務用電気機械設備
- 医療器具
- 散布機器

検証対象となる物品の一覧は、Directive 5591 の付属文書に特定の HS コードと共に記載されている。

(2) Directive 5591 の意図

Directive 5591 は、税関総局が市/省税関局に対して、以下の実施を要求していることを明らかにするものである。

- 一覧に提示された物品について過去に容認された HS コードを再調査する
- 申告された HS コードが分類規則及び裁決事例に従っていることを確認する

- 過少に支払われた関税及びその他の国境税の回収を促す
- 状況に応じて罰則を科す

Directive 5591 は、市/省税関局に対して明確な遡及期間を明示していないが、税関が関税及び罰則の両方を賦課することのできる期間として、最低でも5年が調査対象期間とされることが予想される。また、現在進行中の当該物品の輸入に際しては、税関から入念な調査を受ける可能性がある。

(3) 対策

精査の対象に挙げられている物品の輸入者は、(必要に応じて通関代理店/海運貨物取扱業者(以下:「海貨業者」)を通じて)申告した HS コード及び当該コードを裏付けるに十分な証ひょう(例:製品技術仕様書、輸出申告書、類似品の共通関税分類)が保持されているかについて、確認する必要がある。

ベトナムの関税率表及び税関総局が公表した裁決事例/ガイダンスに照らし、誤った HS コードが申告されていたことが発覚した場合、定量化するとともに、過少に支払われた関税及びその他の国境税を現地の税関に任意で開示することを検討する必要がある。

注:任意で開示した場合、税関から罰則を免除されるわけではないが、当該罰則が軽減される余地がある。

今後、輸入品に適切な HS コードを特定するに当たり、ベトナムの関税率表、物品の技術的特徴及び/又は機能に関する十分な知識を備えておくとともに、同一の又は類似する物品に関して税関総局から発表される Official Letter に留意する必要がある。

当該機能を通関代理店又は海貨業者に委託する場合、輸入者は以下を実施することが不可欠である

- 指名代理店/海貨業者が HS コードの特定を行うに当たり、十分な情報を得られるよう、手続を整備する
- 指名代理店/海貨業者が特定した HS コードに合意する

- 輸入申請に当たり、合意された HS コードが実際に申告されているかを確認するため、定期的に調査を行う

輸入品に的確な HS コードが特定されているか否かが、以下にも影響することに留意することが重要である。

- 当該物品が免許の取締り又は制限対象にならないか
- 関税の軽減又は免除が認められるか
- 該当する自由貿易協定の下で特惠関税措置が認められるか

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハanoi事務所

マネジャー 城戸 澄仁 skido@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 gtakaishi@deloitte.com

マネジャー 隠土 華子 hondo@deloitte.com

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001